



様式第8号(第11条関係)

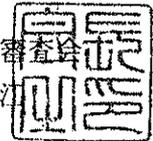
鴻巣市議会議員政治倫理審査結果報告書

鴻議政第6号

令和3年8月30日

鴻巣市議会議長 大塚佳之 様

鴻巣市議会議員政治倫理審査会  
会長 頓所 澄



令和3年6月15日付けで調査請求のあった件について、次のとおり審査結果を報告します。

1 請求内容

令和3年4月臨時号のチームコスモス通信において、鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条(6)(7)(8)違反の疑い。

2 審査結果

議会において発言の取消しが許可されれば、その効果として当該発言は最初からなかったことになる。

それを無視し、会派発行物(チームコスモス通信)に掲載したことは、議会軽視と言わざるを得ない。また、事実と異なる発信により、他人の名誉を傷つけることは許されるものではない。

よって、鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条(6)(7)(8)に対し、違反が認められるという結果に至った。

# 鴻巣市議会議員政治倫理審査会における審査の経過及び結果

## 1 審査会の設置

鴻巣市議会議員政治倫理条例第7条第1項第2号の規定に基づき、審査請求代表者加藤英樹議員他12名の議員より鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書の提出があり、同条例第8条の規定により、議長は、令和3年7月5日に審査会を設置し、次の6名の議員を審査会の委員に任命した。

竹田 悦子 議員	坂本 晃 議員	秋谷 修 議員
潮田 幸子 議員	頓所 澄江 議員	金子 裕太 議員

## 2 審査の目的

去る令和3年4月末日、新聞折込された「チームコスモス通信 令和3年4月臨時号」の内容について、

(政治倫理基準)

- ・鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条(6)

市民の代表者として、その品位を損なうような行為を慎み、その職務に関して、不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。

- ・鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条(7)

議員としての発言又は情報発信(第三者をして発言又は情報発信させる場合を含む。以下「発言等」という。)は、事実に基づいて行うこと。

- ・鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条(8)

発言等において、他人の名誉を毀損し、又は人格を損なう行為をしないこと。

等に抵触するかどうか審査をした。

## 3 審査の経過

### 【第1回審査会】

令和3年7月5日(月)、全委員出席のもと第1回審査会を開催し、鴻巣市議会議員政治倫理条例施行規程第4条の規定により、審査会の会長に頓所澄江委員、副会長に潮田幸子委員が互選された。

その後、会議の公開・非公開について、傍聴の取り扱いについて、審査請求内容の報告、今後の審査会日程(案)について協議した。

### 【第2回審査会】

令和3年7月16日(金)、第2回審査会を開催し、鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書の一部訂正を諮り、承認された。鴻巣市議会議員政治倫理条例第9条第3項の規定により、審査請求代表者から事情聴取を行った。審査請求代表者から提出された鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書及び鴻巣市議会議員政治倫理審査請求理由の内容について説明を受け、委員との質疑応答を行った。

その後、審査請求の適否について審議を行い、当該事案については本審査会で審査するにあたり、適切であるという判断とした。

### 【第3回審査会】

令和3年7月29日（木）、第3回審査会を開催し、鴻巣市議会議員政治倫理条例第9条第2項の規定により、審査対象者である阿部慎也議員、羽鳥 健議員、中野 昭議員の順番で事情聴取・質疑応答を予定していたが、中野 昭議員の都合がつかないため、阿部慎也議員、羽鳥 健議員から事情聴取・質疑応答を行った。

その後、次回の審査会に野本恵司議員、環境経済部飯塚孝夫部長を参考人として出席要求することとなった。

### 【第4回審査会】

令和3年8月5日（木）、第4回審査会を開催し、参考人として野本恵司議員、環境経済部飯塚孝夫部長に出席を求め、意見聴取・質疑応答を行った。

### 【第5回審査会】

令和3年8月18日（水）、第5回審査会を開催し、鴻巣市議会議員政治倫理条例第9条第2項の規定により、審査対象者である中野 昭議員から事情聴取・質疑応答を行った。

その後、鴻巣市議会議員政治倫理審査請求理由の指摘事項ごとに、各委員の意見を聞き、審査会としての意見をとりまとめた。

### 【第6回審査会】

令和3年8月23日（月）、第6回審査会を開催し、鴻巣市議会議員政治倫理審査結果報告書（案）、鴻巣市議会議員政治倫理審査会における審査の経過及び結果（案）、附帯意見（案）について、それぞれの（案）の項目ごとに各委員の意見を聞き、審査会としての意見をとりまとめ、鴻巣市議会議員政治倫理審査結果報告書、鴻巣市議会議員政治倫理審査会における審査の経過及び結果、附帯意見を本審査会の結果報告として議長へ提出することとなった。

## 4 審査の結果

### 《鴻巣市議会議員政治倫理審査請求理由より》

#### ・指摘事項1（指摘事項1を要約）

令和3年3月定例会の阿部慎也議員の一般質問において、議会運営委員会により、不適切な発言として、発言の取消が妥当との結論となり、阿部慎也議員も議場にて発言の取消をしたにも関わらず、コスモス通信に記載している行為は、議会の決定事項を軽視していることに加え、議会に対する市民の信頼を失墜するものとする。

鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条（6）（7）に違反しているものとする。

**審査結果 ⇒ 鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条（6）（7）に違反しているものとして決定**

・指摘事項 2（指摘事項 2 を要約）

「議会と執行部の正常化を取り戻す動議否決される！」の部分で、コスモス通信では「質問しました」と記載しているが、実際は阿部愼也議員による不規則発言であった。この不規則発言について議会運営委員会が開かれ、不規則発言と認定し、本人も不規則発言と認め、発言の取消を行なっているにもかかわらず、あたかも市議会や市執行部が悪いように表現するとは、議会決議に対する冒涇であり、市議会の品位を損ねているものと考ええる。また、事実とかけ離れた表現をすることはあってはならないものであり、鴻巣市議会議員政治倫理条例第 4 条（6）（7）に違反していると考ええる。

**審査結果 ⇒ 鴻巣市議会議員政治倫理条例第 4 条（6）（7）に違反しているものと決定**

・指摘事項 3（指摘事項 3 を要約）

「尚、太字の部分は議会運営委員会の決定として野本恵司委員長・加藤英樹副委員長が発言の取消を迫りました。」とあるが、発言の取消については議会運営委員会の決定であり、議長応接室にて議会事務局職員の同席のもとで当該 2 名は決定があったことを伝えたが、迫ってはいない。

「野本恵司委員長・加藤英樹副委員長が発言の取り消しを迫った」という件は、事実と相違し、個人の名誉毀損をしているため、鴻巣市議会議員政治倫理条例第 4 条（7）（8）に違反していると考ええる。

**審査結果 ⇒ 鴻巣市議会議員政治倫理条例第 4 条（7）（8）に違反しているものと決定**

・指摘事項 4（指摘事項 4 を要約）

「札束を懐に入れるのが入札ではありません！」という表現については、市のおこなう入札について不信感をいだかせる不適切な表現と言わざるを得ないが、代表者会議におけるチームコスモス代表の見解としては、「読者には小学生もおり、小学生にとっては入札という用語が理解できないだろうから、入札は札束を入れるものではないというのをわかりやすく表現した」との趣旨の発言をしているが、これは詭弁と言わざるを得ず許されるものではない。

鴻巣市議会議員政治倫理条例第 4 条（6）（8）に違反していると考ええる。

**審査結果 ⇒ 鴻巣市議会議員政治倫理条例第 4 条（6）（8）に違反しているものと決定**

# 附 帯 意 見

鴻巣市議会議員政治倫理審査会は、羽鳥 健議員、中野 昭議員、阿部慎也議員に係る審査結果報告書を議長へ提出するにあたり、次のとおり意見を付する。

## 1 必要と認める措置

議員は鴻巣市議会議員政治倫理条例を遵守し、市民の代表として、その品位を損なうような行為を慎むべきであり、議員としての発言又は情報の発信は事実に基いて行わなければならない。議会の秩序維持に努め、発言等において他人の名誉を毀損し、又は人格を損なう行為をしないことを共通認識とし、次の措置を講ずるよう求める。

- ・ 議場において議長より戒告
- ・ 議場において3名より謝罪

## 2 鴻巣市議会議員政治倫理条例の見直しについて

政治倫理基準に違反する行為が存在するという結果となった場合、現在の鴻巣市議会議員政治倫理条例には、議員又は議会として講じる具体的な措置が規定されていない。

今後、条例違反の疑いのある事案に対して、公平かつ適正な運用を図るためには、当該条例に具体的な措置を定めておくことが必要と考える。

## 3 本会議録画配信における発言の取消しの取扱いについて

発言の取消しがあった場合、その発言そのものが存在しないことになる。よって、本会議録画配信においても発言の取消し（発言の取消し部分の無音声等）ができるよう改善する必要がある。

## 4 会派発行物への政務活動費の支出について

鴻巣市議会議員政治倫理審査会において鴻巣市議会議員政治倫理条例違反と認められた記事が会派発行物内に掲載されている場合、当該記事部分を含んだ会派発行物について、政務活動費から支出する場合の取り扱いを定めておく必要がある。

## 5 議員によるハラスメントに類する行為について

今回の鴻巣市議会議員政治倫理審査会の審査項目ではないが、審査を進める過程において議員から職員及び他の議員へのハラスメントに類する行為があったのではないかという疑いが浮上した。鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条（9）には、議員の地位を利用したハラスメント行為をしないことと定められている。

議員によるハラスメントに類する行為について、必要な措置を講じるべきであると考える。